

第48回衆議院議員総選挙 第24回最高裁判所裁判官国民審査 が行われます

衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の投票が10月22日(日)に行われます。今後の国政の方向を決める極めて重要な選挙です。棄権することなく、投票しましょう。

■投票開票日 10月22日(日)

投票所及び投票時間

全ての投票所で閉鎖時刻が繰り上げとなります。入場券に記載されている投票所の投票時間を確認し、お間違いのないよう注意してください。

投票区名	投票所	投票時間
第1投票所	地域活性化センター	午前7時～午後7時
第2投票所	入原公民館	午前7時～午後7時
第3投票所	永井住民センター	午前7時～午後6時
第4投票所	赤城原区民館	午前7時～午後6時
第5投票所	昭和村保健センター(公民館内)	午前7時～午後7時
第6投票所	貝野瀬構造改善センター	午前7時～午後7時
第7投票所	大河原小学校体育館	午前7時～午後6時
第8投票所	生越住民センター	午前7時～午後6時

投票日に投票ができない場合には、期日前投票により投票することができます。

期日前投票期間 (投票所：昭和村役場期日前投票所)

- 衆議院小選挙区・比例代表選挙 10月11日(水)～10月21日(土) 午前8時30分～午後8時
- 最高裁判所裁判官国民審査 10月11日(水)～10月21日(土) 午前8時30分～午後8時

◎詳しいお問い合わせは、昭和村選挙管理委員会 ☎24-5111まで

村税の納期内納付にご協力ください

村税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や保険といった社会保障、教育、道路整備、ごみ処理など、様々な事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

村税を滞納する事は、納期内に納税している大多数の村民との公平性を欠くこととなります。また、村の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。このことから、納税相談もなく納付のない人に対しては、滞納処分により強制的に徴収しています。

公平性の観点から、村税の滞納処分を強化しています。

◎滞納処分とは

村が滞納者の財産を差押することです。

私債権とは異なり、税を滞納している場合、村は裁判所に訴える必要なく、差押できます。

◎滞納処分(財産差押)の対象となる財産

債権—預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、売掛金、賃料など

不動産—土地、建物

無体財産権—出資金(信用組合、農業協同組合など)

動産—絵画、自動車、バイクなど

◎納税は国民の義務です(憲法第30条)

支払能力があるにも関わらず遊興費・住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない人などが滞納処分の対象となります。

◎納期内納付にご協力ください

村税の納付は、納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送などに多額の経費が掛かり、その経費も村税で負担することになります。納期内の納付にご協力をお願いします。

◎延滞金について

延滞金は、納期内納付している大多数の人との公平性から課されるもので、納期限までに完納されないときは、その翌日から完納の日までの日数に応じ平成29年中は年9.0%(納期限日の翌日から1ヶ月の期間は2.7%)で計算され、徴収します。

◎滞納処分までの流れ

○納税通知書発送



○督促・催告

納期限を過ぎると、法令により督促状を発送します。延滞金が発生する場合があります。

それでも納付していただけない人へは、文書や電話・訪問などで納税の催告を行います。



○財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへの財産調査を行います。

なお、本人の承諾は必要ありません。



○滞納処分(財産差押)

再三の催告にも応じず、納税相談の連絡がない場合は、財産の滞納処分(財産差押)を執行します。



○換価処分(債権取立・不動産公売)

債権は原則即時で取立します。不動産については公売(売却)により換価し、税に充当します。

納税が困難な人は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより村税の納期ごとの納付が困難な場合、または一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

※各村税の納期限は、4月に一覧表を全戸に配布いたしました。

また、「広報しようわ」でも各月の納期限を掲載しますので、ご確認ください。

連絡先 昭和村税務課 Tel 0278-24-5111 Fax 0278-24-5254